



## 第76回 “社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～にご協力を



問 佐賀保護観察所 ☎0952-24-4291 / 防災安全課 安心安全係 ☎0952-75-2181



7月は“社会を明るくする運動”の強調月間であり、再犯防止啓発月間です。“社会を明るくする運動”、とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まない犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

保護司をはじめとする多くの更生保護ボランティアは、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを社会の最前線で支え再出発を助けています。まさに地域社会に不可欠な「地域のチカラ」というべき存在です。

過ちからの立ち直りを図ろうとする人の誰もが社会に受け入れられるよう分野を超えて、それぞれの立場で創意工夫を凝らしながら、明るい地域社会づくりを実現していきましょう。

お知らせ

## 65歳以上のみなさんへ 令和8年度の介護保険料が決まります



申・問 佐賀中部広域連合 業務課 ☎0952-40-1135  
高齡・障害者支援課 高齡者支援係 ☎0952-75-6033

令和8年度の介護保険料（年額）は、6月に確定した住民税の課税状況<sup>(※)</sup>などをもとに決定します。決定した保険料の通知書は7月下旬に送付します。納める方法は次の2通りです。

災害や失業、長期入院など特別な事情で納付が困難となった場合は、ご相談ください。

※給与収入が55万1千円～190万円未満の人について、住民税が非課税でも「課税」とみなす場合があります

### ●特別徴収（年金天引き）

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給している人は、原則として年金から天引きされます。

4月、6月、8月の年金から天引きされる保険料額は仮徴収額です。今回決定する年額保険料額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、10月、12月、2月の3回に分けて年金から天引きします。

なお、新たに65歳になった人、佐賀中部広域外から転入した人などは、約6か月後から年金天引き開始となります。

### ●普通徴収（口座振替・納付書）

特別徴収以外の方は、口座振替または納付書で納付します。

4月から7月は仮に算定された保険料額を徴収していますので、今回決定する年額保険料額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、8月から3月の8回に分けて納付します。

### 低所得者に対する 介護保険料の減免

対象者は、介護保険料の減免申請ができます。くわしくは7月下旬に送付する令和8年度保険料の納入通知書に同封しているリーフレットを確認してください。



納付には便利な口座振替をぜひご利用ください